

沖縄県後期高齢者医療財政安定化基金条例の一部を改正する条例

沖縄県後期高齢者医療財政安定化基金条例（平成20年沖縄県条例第15号）の一部を次のように改正する。

第2条中「100,000分の44」を「0」に改める。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

平成28年2月16日提出

沖縄県知事 翁 長 雄 志

理 由

沖縄県後期高齢者医療広域連合からの拠出金等による基金の積み立てにより、保険財政安定のための基金所要額は保有していることから、新たに基金に積み立てる必要がないため、財政安定化基金拠出率を改める必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。